

## 通信傍受の合理化・効率化

### 第1 対象犯罪の拡大

#### 考えられる制度の概要

通信傍受の対象犯罪（通信傍受法別表に掲げる犯罪）に以下の罪を加えることとする。

- ① 窃盗，強盗，詐欺，恐喝
- ② 殺人
- ③ 逮捕・監禁，略取・誘拐
- ④ その他重大な犯罪であって，通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるもの

#### 【検討の視点】

- ◎ 対象犯罪への追加の要否・可否を検討する際の視点
  - 犯罪の重大性
  - 捜査手法としての通信傍受の必要性・有用性

#### 【検討課題】

- ◎ 個々の罪種に関する追加の要否・可否
  - ① 窃盗，強盗，詐欺，恐喝
    - 罪名に加えて何らかの限定要件を付すことの要否・当否
  - ② 殺人
    - 現行法上，組織的殺人が対象犯罪とされていることとの関係
  - ③ 逮捕・監禁，略取・誘拐
    - 罪名に加えて何らかの限定要件を付すことの要否・当否
  - ④ その他重大な犯罪であって，通信傍受が捜査手法として必要かつ有用であると認められるもの

## 第2 立会い、封印等の手続の合理化

### 考えられる制度の概要

- 1 傍受の対象となる通信について、通信事業者の施設において暗号化した上で送信し、捜査機関の施設においてスポット傍受の機能を組み込んだ専用の装置で復号化することにより傍受を行うとともに、傍受をした通信については暗号化して記録する仕組みを、新たに採用する。
- 2 1の場合には、通信事業者等による立会い及び封印を要しないものとし、また、記録媒体（原記録）の裁判官への提出についても、傍受の実施終了時に一括して提出すれば足りるものとする。

### 【検討課題】

- 1 新たな仕組みは、現行法における立会い、封印等の手続と同程度に傍受の実施の適正を担保できるといえるか。
  - 現行法における立会人の役割は、
    - ・ 傍受機器を接続する通信手段が傍受令状によって許可されたものであることの確認
    - ・ 傍受令状により許された傍受ができる期間、時間等の遵守の確認
    - ・ スポット傍受が適正な方法で行われていることの確認
    - ・ 傍受をした通信について全て録音等がなされていることの確認をすることにあるところ、新たな仕組みはそれに代替し得るか。
  - 立会人による封印の機能は、新たな仕組みによって代替され得るか。
  - 裁判官に対する原記録の遅滞なき提出を要しないこととしても適正は担保されるか。
- 2 新たな仕組みにおける通信の暗号化・復号化の具体的な手続・方法  
通信の暗号化・復号化には鍵と呼ばれるプログラム（以下「鍵」という。）が用いられるところ、
  - 鍵の生成装置は誰が管理することとするか。
  - 鍵の具体的な生成行為や送信装置への入力、誰がどのように行うこととするか。

### 第3 該当性判断のための傍受の合理化

#### 考えられる制度の概要

該当性判断のための傍受の方法として、全ての通信を一旦記録しておき、事後的にスポット傍受の方法による必要最小限度の聴取を行う仕組みを新たに採用する。

#### 【検討課題】

- この仕組みにおいて傍受の実施の適正を担保する方策として、具体的にどのようなものが考えられるか。
  - ① 立会いを伴う方策
    - ・ 現行制度と同じく、通信事業者の施設内において記録・聴取を行う場合、記録開始時及び聴取の際に通信事業者の立会いを要することとするとともに、記録中はその場所に捜査機関は立ち入ることができないこととする。また、立会人による封印も必要とする。
  - ② 立会いを伴わない方策
    - ・ 第2の「傍受の実施の適正を担保するための新たな仕組み」により、捜査機関の施設において記録・聴取を行う場合、通信事業者による立会い・封印は要しないこととする。